

# 長崎公務員専門学校学則

## 第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は、主に国・地方公共団体のあらゆる分野に適応できる一般教養、専門知識及び社会性を身につけた人材を育成し、もって社会に貢献することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は、長崎公務員専門学校という。

(位 置)

第 3 条 本校の位置を長崎市五島町 1 番 1 7 号に置く。

(学校評価)

第 4 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価(以下「自己評価」という。)を行い、その結果を公表するものとする。

2 本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価(以下「学校関係者評価」という。)を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

3 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

## 第2章 課程、学科、修業期間、定員及び休業日

(課程、入学時期、学科、修業期間、定員)

第 5 条 本校の課程、入学時期、学科、修業期間及び定員は、次のとおりとする。

課程	入学時期	学 科	修業期間	定員
専門課程	11 月生	上級行政科 2 年コース	2 か年	5
		上級行政科 21 ヶ月コース	1 年 9 ヶ月	
		上級行政科 17 ヶ月コース	1 年 5 ヶ月	
		上級行政科 1 年コース	1 か年	
	4 月生	上級行政科 2 年コース	2 か年	5
		上級行政科 19 ヶ月コース	1 年 7 ヶ月	
		上級行政科 16 ヶ月コース	1 年 4 ヶ月	
		上級行政科 1 年コース	1 か年	
		教養重点科 2 年コース	2 か年	20
		教養重点科 19 ヶ月コース	1 年 7 ヶ月	5
教養重点科 16 ヶ月コース	1 年 4 ヶ月	5		
教養重点科 1 年コース	1 か年	80		

(学年、学期及び年次)

第 6 条 本校の学年は4月1日から3月31日までとする。

2 本校の学期は、次のとおりとする。

第1期 4月1日から7月31日まで

第2期 8月1日から10月31日まで

第3期 11月1日から3月31日まで

3 各学科の年次は入学月から12ヶ月目までを1年次、13ヶ月目以降を2年次とする。

(休業日)

第 7 条 本校の休業日は、次のとおりとする。但し、校長が必要と認めたときは、適宜変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 国の定める祝日

(3) 4月から10月までの第2・第4土曜日

11月から3月までの全土曜日

(4) 夏季休業 8月13日から8月16日まで

(5) 秋季休業 10月15日から11月4日まで

(6) 冬季休業 12月26日から翌年1月6日まで

(7) 春季休業 3月16日から4月8日まで

(8) その他校長が必要と認めた日

### 第3章 教育課程、授業時間数及び職員組織

(教育課程、授業時間数)

第 8 条 本校の教育課程及び授業時数等は、別表①～③のとおりとする。

(成績の評価基準)

第 9 条 各授業科目における学習・教育目標及び到達目標を達成するため、当該授業科目の授業方法及び授業計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況、当該授業科目の理解度等を考慮した多面的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

(単位の基準)

第 10 条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、15単位時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第 11 条 校長は一の授業科目を履修し、かつ成績の審査に合格した者には、所定の単位を与える。

2 成績の審査は、試験、レポート、平常の成績その他の方法により行う。

(成績の評価)

第 12 条 各授業科目の成績は、100点を満点とした評点によって表示し、60点以上を合格とする。

2 成績は、80点以上をA、70点以上79点までをB、60点以上69点までをC、59点以下をDの評語をもって表示する。

(始業及び終業)

第13条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

	入学時期	学科名	始業及び終業時刻
専門課程	11月生	上級行政科 2年コース 21ヶ月コース 17ヶ月コース 1年コース	11月-3月 8:50-16:15(月-金) 4月-10月 8:50-16:15(月-金) 8:50-12:20(土) 第2.4土曜休講
	4月生	上級行政科 2年コース 19ヶ月コース 16ヶ月コース 1年コース 教養重点科 2年コース 19ヶ月コース 16ヶ月コース 1年コース	4月-10月 8:50-16:15(月-金) 8:50-12:20(土) 第2.4土曜休講 11月-3月 8:50-12:20(月-金) ※上級行政科の16ヶ月、19ヶ月、2年コースの1年目は8:50-15:50(月-金) ※教養重点科は、9:00始業

(教職員)

第14条 本校に次の教職員を置く

- (1) 校長 1人
- (2) 教員 6人以上
- (3) 事務職員 2人以上
- (4) 寮監 1人以上

#### 第4章 入学、休学、復学、転学科、退学、除籍及び課程修了

(入学資格)

第15条 本校の入学資格は次のとおりとする。

高等学校卒業生又は、これに準ずる学力があると認められた者

(入学志願の手続)

第16条 入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、入学願書その他校長が別に定める必要書類及び受験料を添えて校長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第17条 前条の規定による入学志願者に対しては、入学試験による選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第18条 前条の規定による結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の入学金を納付しなければならない。

- 2 校長は、前項に規定する入学手続を完了した者について入学を許可する。

(休学)

第19条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により2月以上修学することができないときは、校長の許可を得て休学することができる。

- 2 校長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる学生に対しては、休学を命ず

ることができる。

(休学期間)

第20条 休学期間は、1年以内とし、その期限は1年次又は2年次の終了までとする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、さらに1年を限度として休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、修業期間に算入しない。

(復学)

第21条 休学期間が満了したとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは、校長に復学を願い出て、許可を受けなければならない。

2 疾病による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学科)

第22条 校長は、他の学科への転学科を志願する者がいるときは、これを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により転学科を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数について、決定する。

(退学)

第23条 学生が退学しようとするときは、校長に願い出て、許可を受けなければならない。

(除籍)

第24条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者については、除籍する。

(1) 第20条第1項及び第2項に定める休学期間を経過して、なお修学できない者

(2) 疾病その他の事由により成業の見込みがない者

(3) 授業料その他の校納金を3ヶ月以上滞納した者

(4) 入学手続き完了者で就学意思が認められない者

(5) 死亡した者

(6) その他校長が必要と認めた者

(課程修了の認定)

第25条 校長は、次の各号を満たした者に対して課程修了の認定を行う。

(1) 全所定修業期間の在学

(2) 授業日数の8割以上の出席

(3) 総単位数の9割以上の単位修得

(4) 卒業判定日において授業料及び施設維持費の未納がない者

2 課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

3 課程の修了の認定を受けられなかった者は、退学とする。

(称号の授与)

第26条 前条により、文化教養専門課程2年コース(上級行政科、教養重点科)を修了した者には、専門士(文化教養専門課程)の称号を授与する。

## 第5章 賞 罰

(褒 賞)

第27条 校長は、成績優秀にして他の模範となる者を褒賞することがある。

(懲 戒)

第28条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して懲戒することができる。

- (1) 反社会的行為をした者
- (2) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (3) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (4) その他校長が必要と認めた者

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

## 第6章 聴講生

(聴講生)

第29条 校長は、本校の授業科目の聴講を志願する者があるときは、教育に支障のない範囲において、選考のうえ、聴講生として受講を許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第7章 入学金及び授業料等

(校納金)

第30条 本校の受験料、入学金及び授業料は、次のとおりとする。但し、教養重点科1年コースの実務科目を選択した場合、施設維持費が別途30,000円必要となる。

学 科		受験料	入学金	授業料	施設維持費	
11 月 生	上級行政科	2年コース	10,000	140,000	1,140,000	144,000
		21ヶ月コース	10,000	140,000	1,052,000	129,000
		17ヶ月コース	10,000	140,000	868,000	109,000
		1年コース	10,000	140,000	671,000	84,000
4 月 生	上級行政科	2年コース	10,000	140,000	1,030,000	169,000
		19ヶ月コース	10,000	140,000	985,000	119,000
		16ヶ月コース	10,000	140,000	907,000	104,000
		1年コース	10,000	140,000	512,000	109,000
	教養重点科	2年コース	10,000	140,000	1,156,000	169,000
		19ヶ月コース	10,000	140,000	1,051,000	119,000
		16ヶ月コース	10,000	140,000	888,000	104,000
		1年コース	10,000	140,000	569,000	79,000

2 既に納入した校納金は、返還しない。但し、次に該当する場合はこの限りでない。

入学辞退届が入学日前日までに提出された場合には、入学金を除いた授業料、施設維持費、

教材費を返却する。なお、返却費用は入学辞退者の負担とする。

## 第8章 寄宿舎等

(寄宿舎)

第31条 本校は、寄宿舎として長崎公務員専門学校寮を設置する。なお、寄宿舎に関する事項は別に定める。

## 第9章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第32条 附帯教育事業として、次のとおり別科を設置する。

(公務員採用試験受験対策講座)

入学時期	科名	修業期間	授業時数	定員数
11月	上級行政科 9ヶ月コース	9ヶ月	825	20
	上級行政科 5ヶ月コース	5ヶ月	390	5
	上級教養科 1年コース	1ヶ年	765	5
	上級教養科 9ヶ月コース	9ヶ月	570	10
	上級教養科 5ヶ月コース	5ヶ月	270	5
	上級専門科 1年コース	1ヶ年	330	5
	上級専門科 9ヶ月コース	9ヶ月	255	5
	上級専門科 5ヶ月コース	5ヶ月	120	5
	上級夜間講座 行政 前期	5ヶ月	243	50
	上級夜間講座 行政 前期後期	11ヶ月	552	
	上級夜間講座 教養 前期	5ヶ月	150	
	上級夜間講座 教養 前期後期	11ヶ月	345	
	上級夜間講座 専門 前期	5ヶ月	93	
	上級夜間講座 専門 前期後期	11ヶ月	207	
初級夜間講座 前期	5ヶ月	94	20	
4月	上級行政科 7ヶ月コース	7ヶ月	675	15
	上級行政科 4ヶ月コース	4ヶ月	360	15
	上級教養科 7ヶ月コース	7ヶ月	480	15
	上級教養科 4ヶ月コース	4ヶ月	270	15
	上級専門科 7ヶ月コース	7ヶ月	195	5
	上級専門科 4ヶ月コース	4ヶ月	90	5
	教養重点科 7ヶ月コース	7ヶ月	690	20
	教養重点科 4ヶ月コース	4ヶ月	435	5
	初級夜間講座 後期	6ヶ月	230	40

2 本校の別科に関する事項は、別科規定をもって別に定める。

## 第10章 雑 則

(雑 則)

第33条 この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、平成15年4月1日より施行する。

平成16年4月9日一部変更

平成17年4月1日一部変更

平成17年11月1日一部変更

平成18年11月1日一部変更

平成20年11月1日一部変更

平成22年4月1日一部変更

平成23年4月1日一部変更

平成23年11月1日一部変更

平成24年2月1日一部変更

平成27年11月1日一部変更

平成28年4月18日一部変更

平成30年4月1日一部変更

平成31年4月1日一部変更

附 則

この学則は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、令和3年11月1日より施行する。